

税理士が語る、経営者が知るべき経理・総務のツボ(第5回)

スマホ撮影もOK！経理のペーパーレス化が現実的に

2016.08.16

「電子帳簿保存法」という法律をご存じでしょうか。会計帳簿などの書類を、画像ファイルなどの電子データとして保存することを認める法律です。わざわざ紙で書類を管理しなくても、データで管理することを認めるというものです。

1998年に制定されましたが、3万円以上の領収書などはスキャナ保存(デジタルデータへ変換すること)ができないなど、使い勝手が良いものとはとてもいえませんでした。制度開始からの約10年間で、スキャナ保存制度の申請件数がわずか152件にとどまっています。

しかし、平成27年度(2015年度)の税制改正で、3万円以上の領収書などを含むすべての国税関係書類の電子保存が認められるようになりました。さらに、平成28年度(2016年度)の税制改正で、一定の国税関係書類をスマホやデジカメで撮影して電子保存できることが盛り込まれました。これらの改正により、今後は、例えば旅費・経費の領収書をスマホ撮影して出張先から経理部に送付するといったことも可能となりました。

今回は、2年連続実施された電子帳簿保存法の要件緩和について解説します。

新幹線はペーパーレスなのに、飛行機はダメ？… 続きを読む